証券コード 8854
平成28年３月７日

株　主　各　位

大阪市北区梅田１丁目11番４-300号
株式会社 日住サービス
代表取締役社長　大　原　　修

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年３月25日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪市北区角田町８番47号
　阪急グランドビル　26階　１号室
3. **目的事項**

報告事項

1. 第40期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
第５号議案　補欠監査役２名選任の件
第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（３頁から４頁まで）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日の受付開始は午前９時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.nichiju.co.jp）において掲載することにより、お知らせいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net
（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間 9:00～21:00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120（782）031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策継続の効果を背景に、企業業績の向上や雇用情勢が改善傾向を示しており、景気は緩やかながらも回復基調で推移してまいりました。

内閣府によるＧＤＰ速報値（平成27年12月８日公表）で年率１％の実質成長率を示しているものの、食料品を中心とする輸入物価の上昇等もあって個人消費に関しては大きな回復がなく推移しております。アメリカの金融政策の正常化が進むなか、原油価格の下落や中国を始めとするアジア新興国等の海外景気の下振れ懸念など、わが国の景気を下押しするリスクには留意が必要で景気の足踏みも想定した柔軟な対応が求められております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、新築マンション市場では用地の不足、建築コストの増大等により、販売単価が上昇傾向にあり販売在庫の減少が見られます。

住宅着工の動向につきましても、平成27年の新設住宅着工戸数については全体として平成26年４月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響からの持ち直しが続いてきたものの、足下では横ばいの動きとなっております。

流通市場では、その影響を受けて、利便性の高い都市部エリアの中古マンションの価格が上昇しておりますが、低金利や住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大等の住宅取得支援策や良好な資金調達環境もあって取引は堅調に推移しております。

このような環境の下、当社グループの収益基盤である売買仲介につきましては、一次取得者を対象とした値ごろ感のあるマンションのほか、一戸建てや高額の事業用物件の仲介にも注力いたしました。その結果、取扱高、取扱件数ともに前年度を上回り、手数料収入は前年比8.6％の増加、賃貸仲介に伴う手数料につきましても前年比5.2％の増加となりました。

不動産売上につきましては、長期優良住宅を主体とした高品質の建売住宅やリノベーションマンションの提供に加えて、新築一棟収益マンションの販売にも取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、6,770百万円（対前連結会計年度比2.0％増）、営業利益は、499百万円（同14.3％増）、経常利益は、488百万円（同16.1％増）、当期純利益につきましては、子会社再編に伴い、繰延税金資産を計上したことによる税効果により、442百万円（同1.7％増）となりました。

	前連結会計年度 (自　平成26年1月1日 至　平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日)	前連結会計年度比	
			増　減	増減率
売　上　高	6,637 百万円	6,770 百万円	132 百万円	2.0 %
営　業　利　益	437	499	62	14.3
経　常　利　益	420	488	67	16.1
当　期　純　利　益	435	442	7	1.7

当連結会計年度の事業の経過及び成果を収入別にみますと、次のとおりであります。

不動産売上について

快適な住みごこちを重視しつつ断熱性や耐震性に優れ、間取りや外観にこだわった長期優良住宅を主体に高品質の建売住宅や一次取得者向けのリノベーションマンション及び新築一棟収益マンションの販売に注力いたしました結果、不動産売上高は、1,015百万円（対前連結会計年度比4.3%減）となりました。

不動産賃貸収入について

入居率の向上に努めましたことやサブリース物件の取得及びコインパーキング事業に注力いたしましたこと等により、売上高は455百万円（同1.7%増）となりました。

建設収入（工事売上）について

売買仲介では設備のグレードアップを伴うリフォーム工事、賃貸仲介では入替時の室内リフォーム工事のほか賃貸マンションの外壁塗装等の共用部分の改修工事や、新築請負工事にも注力いたしましたが、１件当たりの請負金額が減少したこと等により、工事売上高は1,701百万円（同4.4%減）となりました。

不動産管理収入について

営業所と連携した管理体制強化に努め、分譲マンションを中心に管理戸数の増加に注力し、また駐車場の管理取得にも努めました。その結果、売上高は530百万円（同5.7%増）となりました。

受取手数料収入について

値ごろ感のあるマンションのほか、一戸建てや高額の事業用物件の仲介にも注力し、取扱高、取扱件数はともに増加いたしました。その結果、売買仲介に伴う手数料は、2,385百万円（同8.6%増）となりました。また賃貸仲介に伴う手数料は547百万円（同5.2%増）となりました。これに、その他手数料、紹介料等（保証、金融含む）を加えた受取手数料収入合計は3,066百万円（同7.7%増）となりました。

	前連結会計年度 (自　平成26年1月1日 至　平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日)	前連結会計年度比	
			増　減	増減率
不動産売上	1,061 百万円	1,015 百万円	△45 百万円	△4.3 %
不動産賃貸収入	447	455	7	1.7
建設収入 （工事売上）	1,779	1,701	△77	△4.4
不動産管理収入	501	530	28	5.7
受取手数料収入	2,846	3,066	219	7.7
合　計	6,637	6,770	132	2.0

収入別の売上高及び構成比は、次のとおりであります。

項　　目	営　業　収　益	構成比
不　動　産　売　上	1,015,619 千円	15.0 %
不　動　産　賃　貸　収　入	455,145	6.7
建　設　収　入 （工　事　売　上）	1,701,966	25.1
不　動　産　管　理　収　入	530,411	7.8
受　取　手　数　料　収　入	3,066,907	45.4
合　　計	6,770,050	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、73百万円であり、店舗改装や看板入替え等に44百万円、ＩＴ関連に20百万円、コインパーキング設備に９百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度中において、特に記載すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第37期 (平成24年12月期)	第38期 (平成25年12月期)	第39期 (平成26年12月期)	第40期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　上　高(千円)	5,972,797	6,443,720	6,637,277	6,770,050
経 常 利 益(千円)	306,068	500,127	420,588	488,254
当期純利益(千円)	266,092	433,895	435,472	442,704
1株当たり当期純利益(円)	17.73	28.62	28.19	28.66
総　資　産(千円)	7,546,238	8,196,827	8,666,868	9,123,111
純　資　産(千円)	3,955,101	4,383,558	4,701,592	5,048,997
1株当たり純資産額(円)	258.50	278.58	298.56	320.13

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を除いております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、景気は、緩やかな回復基調が続いておりますが、平成29年４月には消費税率10％への引き上げが予定されております。当社グループにおいても若干の駆け込み需要は見込まれますが、建設資材や労務費の高止まり、用地取得難などから新築マンションの供給は減少傾向となり、その影響を受けて築年数が浅く、利便性の高い都市部のマンション等については活発な取引が期待されます。

不動産業界につきましては、異業種からの参入や情報技術の発達により一部業務のＩＴ化の検討、社会問題となっている「空き家」の活性化に向けた取り組み、インバウンド消費対策としての「民泊」、中古住宅の価値向上に向けた活性化策等の変革期を迎えるなかで当社グループの独自性を最大限に発揮するチャンスとして捉えております。

国土交通省は中古住宅の資産価値向上に向けた取り組みを支援するため、「住宅ストック維持・向上促進事業」の立ち上げを予定しておりますが、当社グループでは、マンションを対象とした住宅設備検査保証付仲介に加えて、一定要件の一戸建仲介物件を対象に、当社建築士による建物検査と既存住宅かし保証保険の取り組みを推進しております。

中古住宅の売買を検討されるお客様へ、安心・安全かつ快適な住まい造りをお手伝いするために、当社建築士による建物検査結果を踏まえたリフォームの提案等により、中古住宅の資産価値向上にワンストップで取り組んでおります。

社会問題となっている「空き家」につきましては、営業エリア内の空き家を対象とした巡回サービスにも取り組んでおり、期間を限定していますが、‘通気・換気、雨漏り確認、庭木確認、ポストの確認・整理’等毎月１回の「写真付き巡回報告書」を郵送する標準プランの３か月無料サービスの取り組みを始めました。

また、38の全営業部所を５エリアに区分けし、各エリアに地区担当を配置し、各エリアの地域特性や多様化する顧客ニーズにきめ細やかに対応できる体制を構築いたしました。

平成28年１月に創業40周年を迎え、今後とも、お客様の良き相談相手になれるよう、豊富な物件情報と専門知識を併せ持つ従業員を育成して提案力を強化し、地域のお客様との絆を強め、地域社会に貢献してまいります。

株主の皆様のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

1. 不動産の買取り及び販売並びに賃貸借に関する業務
2. 建築、設備工事の設計監理並びに請負に関する業務
3. 不動産の仲介、斡旋、鑑定に関する業務
4. 不動産の賃貸管理並びに環境管理に関する業務
5. 保証・金融に関する業務

(7) 事　業　所（平成27年12月31日現在）

本　　社：大阪市北区梅田１丁目11番４-300号（大阪駅前第４ビル３階）

営業部・所：本店、コンサルティング事業部、京都、伏見、桂、高槻、阪急茨木、ＪＲ茨木、なかもず、泉北、千里中央、南千里、豊中、塚口、武庫之荘、伊丹、西宮、甲子園口、甲東園、逆瀬川、夙川、苦楽園、芦屋、岡本、住吉、御影、六甲、三宮、高速神戸、鈴蘭台、北神中央、三田、名谷、須磨、垂水、舞子、明石、西明石以上38部所

(8) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
347名	9名増	40.5歳	11.7年

（注）1.　従業員数には子会社への出向者３名を含めております。
2.　上記のほか、臨時従業員数は34名であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
㈱三井住友銀行	500,000
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	300,000
三井住友信託銀行㈱	200,000
㈱りそな銀行	100,000
㈱関西アーバン銀行	100,000
㈱みなと銀行	100,000
日本生命保険㈱	100,000
㈱みずほ銀行	100,000

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
㈱エスクロー	10,000	100.0	不動産コンサルティング業務
㈱日住	100,000	61.0	不動産取引に係る各種保証業
㈱関西友の会	10,000	90.0	不動産関連情報の収集及び広告チラシの配布業

※エスクロージャパン株式会社は平成27年９月27日付で解散を決議し、現在清算手続き中であることから、重要な子会社から除外いたしました。また、当社は平成27年９月１日付で株式会社エスクローを設立し、新たに重要な子会社としております。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 79,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,445,112株(自己株式4,453,338株を除く。)

(3) 株主数 1,391名(前事業年度末比　41名減)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
㈱日住カルチャーセンター	3,812,945	24.7
日住サービス従業員持株会	1,001,381	6.5
㈱カワサキライフコーポレーション	640,000	4.1
新名和子	595,400	3.9
和田興産㈱	461,000	3.0
㈱三井住友銀行	400,000	2.6
日本生命保険㈱	375,650	2.4
㈱関西アーバン銀行	349,000	2.3
㈱みなと銀行	346,060	2.2
㈱りそな銀行	346,000	2.2

（注）1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2. 当社は自己株式4,453,338株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社は平成26年２月10日の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金を廃止し、あわせて、取締役（社外取締役を除く）に対して行使条件の異なるふたつのプランの株式報酬型ストックオプションを導入することを決議し、平成26年３月25日開催の第38期定時株主総会において承認をいただいております。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

第１回 平成26年度	プラン	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	中期プラン	310個	普通株式 31,000株	平成26年５月30日～平成49年５月29日	１株につき１円	８名
取締役（社外取締役を除く）	長期プラン	296個	普通株式 29,600株	平成26年５月30日～平成66年５月29日	１株につき１円	８名
計	―――	606個	60,600株	―――	―――	―――

第２回 平成27年度	プラン	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	中期プラン	259個	普通株式 25,900株	平成27年５月29日～平成50年５月28日	１株につき１円	８名
取締役（社外取締役を除く）	長期プラン	262個	普通株式 26,200株	平成27年５月29日～平成67年５月29日	１株につき１円	８名
計	―――	521個	52,100株	―――	―――	―――

（注）1. 新株予約権の行使の条件

①中期プラン

新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日の翌日から３年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができるものとする。

②長期プラン

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった新株予約権は、当社が無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大原　修	代表取締役社長		
小寺　隆	常務取締役	管理担当兼社長室長	㈱日住代表取締役
犬伏健次	常務取締役	営業本部賃貸担当部長兼賃貸管理担当	㈱エスクロー代表取締役
野村英雄	取締役相談役		
新名和子	取締役		㈱日住カルチャーセンター代表取締役
三河　大	取締役	経理部長	
橋口純一	取締役	住吉営業所長	
有田恵光	取締役	千里中央営業所長	
山本　一	取締役	鈴蘭台営業所長兼北神戸地区担当	
辻　忠彦	監査役（常勤）		
林　大司	監査役		公認会計士・㈱林企業経営研究所代表取締役
冨山幸三	監査役		㈱カワサキライフコーポレーション取締役不動産事業部長

（注）1. 取締役のうち、新名和子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、林　大司及び冨山幸三の両氏は、社外監査役であります。
監査役林　大司氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中に代表取締役の変更がありました。

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
大原　修	常務取締役京都営業部長兼京都地区担当	代表取締役社長	平成27年12月31日付
野村英雄	代表取締役社長	取締役相談役	平成27年12月31日付

4. 任期満了により退任した取締役
平成27年３月24日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって、取締役青木實氏は任期満了により退任いたしました。
5. 社外監査役林　大司氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 平成28年１月１日付で以下の取締役の担当変更の人事異動を発令しております。

氏　名	地位、担当及び重要な兼職の状況		
	変　更　前	変　更　後	異動年月日
犬　伏　健　次	常務取締役営業本部賃貸担当部長兼賃貸管理担当	常務取締役営業本部賃貸推進部長兼賃貸管理担当	平成28年１月１日付
	―	㈱エスクロー代表取締役	平成27年９月１日付
有　田　恵　光	取締役千里中央営業所長	取締役営業本部売買推進部長兼大阪・堺地区担当	平成28年１月１日付
橋　口　純　一	取締役住吉営業所長	取締役住吉営業所長兼東神戸・芦屋地区担当	平成28年１月１日付
山　本　　一	取締役鈴蘭台営業所長兼北神戸地区担当	取締役営業本部推進副部長兼西神戸・北神戸地区担当	平成28年１月１日付

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区　　分	支　給　額	支　給　人　員
取　締　役	98,286 千円	10 名
監　査　役	17,520	3
合　計	115,806	13

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第31期定時株主総会において年額１億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年３月29日開催の第31期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
3. 支給額には当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額33,600千円（取締役９名に対し29,700千円、監査役３名に対し3,900千円）を含めております。
4. 支給額には当事業年度のストックオプションによる株式報酬費用（販売費及び一般管理費）として費用処理した9,996千円（取締役９名に対し9,996千円）を含めております。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額30,630千円を支給しております。
6. 上記のほか、平成26年３月25日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、退任取締役１名に対して、役員退職慰労金7,800千円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、新名和子、林大司及び冨山幸三の各氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(4) 社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職の状況等

取締役新名和子氏は株式会社日住カルチャーセンターの代表取締役であり、当社は同社との間に自然食品の購入等の取引があります。

監査役林　大司氏は、株式会社林企業経営研究所の代表取締役であり、当社と同社との間に特別の関係はありません。

監査役冨山幸三氏は、株式会社カワサキライフコーポレーションの取締役不動産事業部長であり、当社と同社との間に特別の関係はありません。

2. 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	新　名　和　子	当事業年度開催の取締役会８回の全てに出席し、異業種の経営者の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜述べております。
監　査　役	林　　大　司	当事業年度開催の取締役会８回のうち７回、監査役会10回のうち９回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。
監　査　役	冨　山　幸　三	当事業年度開催の取締役会８回のうち７回、監査役会10回のうち８回に出席し、中立的客観的立場から、適宜意見を述べております。

3. 社外役員の報酬等の総額等

	支　　給　　額	支　給　人　員
社外役員の報酬等の総額等	11,900 千円	3 名

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　22,400千円
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　22,400千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は平成27年５月11日開催の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。改訂後の内容は、次のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する統括組織として、「内部統制委員会」を設置し、以下①から⑥のコンプライアンス体制を整備する。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人に、社会人として、また企業人として法令、企業倫理及び諸規程の遵守を徹底させる。

② 当社及び子会社の取締役及び使用人に、コンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営に当たるよう定期的にコンプライアンス研修を実施し、指導する。

③ 監査役及び内部監査部門により、法令及び定款への適合性を確認させる。

④ 当社及び子会社の取締役及び使用人に法令、企業倫理及び諸規程を遵守させ職務執行に関し適正な意思決定を確保する。

⑤ 法令、企業倫理及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内通報制度を整備し、その運用を行う。

⑥ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、企業の健全な活動に悪影響を与えるものと認識し、これら反社会的勢力に対しては、総務部が窓口となり、警察や法律家等とも連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括する組織としても上記の(1)の「内部統制委員会」で対応し、ここにリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、当社及び子会社に緊急事態が生じた場合にも、「リスク管理規程」に基づき、迅速な危機管理対応を行い損害の拡大を防止する。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の礎として、定例取締役会を当社は原則２ヶ月に１回、子会社は原則３ヶ月に１回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
2. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、常務取締役以上の取締役及び子会社の取締役で組織する「経営会」を原則毎月開催する。
3. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程に基づき行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報、その他重要な情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程の文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保管し、管理するものとする。
   取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
2. 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を報告するものとする。当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法をはじめとする関連諸法の定めに従い適正な財務報告が行われるよう、財務報告に係る基本計画及び方針を制定し、必要な体制を整備する。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度の子会社への適用、当社監査役及び内部監査部門にて子会社の業務監査並びに法令遵守状況の監査を実施する。
2. 原則として、当社の取締役及び使用人が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。
3. 子会社の経営については、不適切な取引または損失の危険を未然に防止するため事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び取締役からの独立性に関する事項

1. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役の意見を尊重する。
2. 監査役スタッフが置かれた場合、当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従うこととし、取締役から独立し不当な制約を受けることがないよう配慮するものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
2. 内部通報制度により通報された法令違反その他コンプライアンス等に関する情報について、監査役へ報告するものとする。
3. 上記1. 及び2. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、当社及び子会社の取締役会及び経営会の他、各種委員会等に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
2. 監査役の職務の執行について生ずる費用等について、監査役から費用等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。
3. 監査役は、「内部監査規程」に基づいた内部監査部門による監査の結果及び改善報告に基づく改善状況の結果について報告を受けるものとする。
4. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

内部監査を行う社長室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

② 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社の社長室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営会並びに審議会等の重要な会議には全て出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。

また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。

法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうことになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。これらの実現のため、当社の役員及び社員は法令を遵守し、信頼と信用で地元密着した不動産に関するトータルサービスを提供しております。当社は、不動産売買を検討されるお客様への、インスペクション（第三者機関による耐震診断や建物検査）の提案や、インスペクションの検査結果を踏まえたリフォームの提案等により、優良な中古住宅の流通に努めております。また、当社が売主となって、高品質の建売住宅やリノベーションマンション等の付加価値を高めた住宅の提供に努めております。さらに、コンサルティング事業部においては、資産家を対象とした土地の有効活用案件等の長期にわたる案件や大型の事業用案件、不動産投資家に対する収益用案件の積極的な提案に取り組んでおります。

また、当社は、事業活動に係る全ての利害関係者を重視し、経営の効率性、健全性及び透明性を確保しつつ公正な意思決定機関を持つこと、並びにコンプライアンス体制を構築することを経営上の重要な基盤と考え、経営監視機能の強化に努めております。具体的には、株主の皆様に対する経営陣の責任の一層の明確化を図る目的で、平成18年３月より取締役の任期を従来の２年から１年に短縮する、取締役９名のうち１名を社外取締役とする、監査役３名のうち２名を社外監査役とするなどの取り組みを行っております。

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、平成25年３月26日開催の第37期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該情報リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。

第三者委員会は、(ⅰ)大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ⅱ)大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び(ⅲ)大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記(ⅰ)又は(ⅱ)の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。上記(ⅰ)ないし(ⅲ)の場合は、当社取締役会は、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否等を判断します。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとします。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年３月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://2110.jp/ir/pdf/info201302_2.pdf）にて掲載しております。（平成25年２月12日付プレスリリース）

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(2)(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2)(b)に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は３年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

8. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、業績に裏付けされた成果の配分と、内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当を実施することを基本方針としております。

今後につきましても、当社グループの経営成績や財務状況の推移、事業計画等十分に鑑み、内部留保とのバランスを勘案しながら業績の伸長に見合った利益還元を行ってまいります。

当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当期の期末配当につきましては、平成27年12月７日に「配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成28年１月に創業40周年を迎えましたことを受け１株当たり普通配当８円に記念配当といたしまして２円を加え、年10円とさせていただく予定であります。

《注》 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,399,021**	**流動負債**	**2,734,831**
現金及び預金	2,838,369	工事未払金	233,389
未収受取手数料	330,959	短期借入金	1,200,000
工事未収入金	67,978	1年以内返済予定長期借入金	5,328
販売用不動産	988,384	1年以内償還予定社債	61,000
繰延税金資産	102,264	未払法人税等	100,888
その他	72,403	預り金	726,353
貸倒引当金	△1,338	従業員賞与引当金	22,735
固定資産	**4,719,197**	役員賞与引当金	33,600
有形固定資産	**3,129,637**	その他	351,536
建物及び構築物	1,268,288	**固定負債**	**1,339,282**
車両運搬具	316	社債	417,500
器具備品	30,542	長期借入金	364,904
土地	1,830,490	長期未払金	36,300
無形固定資産	**63,325**	退職給付に係る負債	430,578
ソフトウエア	36,854	長期預り金	89,908
電話加入権	26,374	繰延税金負債	91
商標権	95	**負債合計**	**4,074,113**
投資その他の資産	**1,526,233**	**純資産の部**	
投資有価証券	168,967	**株主資本**	**4,928,608**
差入敷金保証金	826,455	**資本金**	**1,568,500**
長期性預金	500,000	**資本剰余金**	**1,688,168**
保険積立金	19,949	**利益剰余金**	**2,999,461**
繰延税金資産	8,936	**自己株式**	**△1,327,522**
その他	3,925	**その他の包括利益累計額**	**15,890**
貸倒引当金	△2,001	**その他有価証券評価差額金**	**18,010**
繰延資産	**4,892**	**退職給付に係る調整累計額**	**△2,119**
社債発行費	4,892	**新株予約権**	**17,153**
		少数株主持分	**87,345**
		純資産合計	**5,048,997**
資産合計	**9,123,111**	**負債及び純資産合計**	**9,123,111**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,770,050
売上原価		2,648,348
売上総利益		4,121,701
販売費及び一般管理費		3,621,987
営業利益		499,713
営業外収益		24,016
受取利息	3,161	
雑収入	20,855	
営業外費用		35,475
支払利息	25,844	
雑損失	9,631	
経常利益		488,254
特別利益		17,150
移転補償金	17,150	
特別損失		2,293
固定資産除却損	2,293	
税金等調整前当期純利益		503,111
法人税、住民税及び事業税	96,953	
法人税等調整額	△44,251	52,702
少数株主損益調整前当期純利益		450,409
少数株主利益		7,704
当期純利益		442,704

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年１月１日残高	1,568,500	1,689,163	2,670,672	△1,327,977	4,600,359
会計方針の変更による累積的影響額			9,644		9,644
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,568,500	1,689,163	2,680,317	△1,327,977	4,610,004
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△123,559		△123,559
当期純利益			442,704		442,704
自己株式の取得				△1,759	△1,759
自己株式の処分		△995		2,214	1,219
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計		△995	319,144	455	318,604
平成27年12月31日残高	1,568,500	1,688,168	2,999,461	△1,327,522	4,928,608

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年１月１日残高	15,730	△4,892	10,838	8,363	82,031	4,701,592
会計方針の変更による累積的影響額						9,644
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,730	△4,892	10,838	8,363	82,031	4,711,237
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△123,559
当期純利益						442,704
自己株式の取得						△1,759
自己株式の処分						1,219
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	2,279	2,773	5,052	8,790	5,313	19,156
当連結会計年度中の変動額合計	2,279	2,773	5,052	8,790	5,313	337,760
平成27年12月31日残高	18,010	△2,119	15,890	17,153	87,345	5,048,997

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は４社であり、すべて連結しております。当該連結子会社は、㈱エスクロー、エスクロージャパン㈱、㈱日住、㈱関西友の会であります。

当連結会計年度より、新たに設立した㈱エスクローを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社はありません。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

㈱エスクロー、エスクロージャパン㈱及び㈱関西友の会の決算日と連結決算日は一致しておりますが、㈱日住は決算日が９月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては㈱日住の９月30日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

満期保有目的債券 ……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(ﾛ) たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金……個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 有形固定資産……定率法
（リース資産を除く）

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する定額法によっております。

(ﾛ) 無形固定資産……定額法
（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(ﾊ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(ﾆ) 長期前払費用……均等額償却

③　重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費……社債償還期間に亘る利息法

④　重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ﾛ) 従業員賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

(ﾊ) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(ｲ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ﾛ) 重要な収益及び費用の計上基準

販売用不動産……引渡基準

(ﾊ) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(5) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が9,644千円減少し、利益剰余金が9,644千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(6) 追加情報

有形固定資産から販売用不動産への振替

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15,009千円
土　　地	115,929 〃
計	130,938千円

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　932,384千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	30,241千円
土　　地	101,799 〃
計	132,040千円

１年以内返済予定長期借入金	5,328千円
長期借入金	64,904 〃
計	70,232千円

(3) 保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するもの及び、住宅ローン利用者の金融機関からの借入金に対するものであります。

被保証者	保証金額
一般顧客	34,970千円
ローン利用者	19,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,898,450	—	—	19,898,450

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,453,454	7,312	7,428	4,453,338

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　7,312株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少　7,400株

単元未満株式の買増請求による減少　28株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成27年３月24日定時株主総会	普通株式	123,559千円	８円	平成26年12月31日	平成27年３月25日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決　　議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成28年３月25日定時株主総会	普通株式	154,451千円	利益剰余金	10円	平成27年12月31日	平成28年３月28日

(5) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普　通　株　式　　112,700株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行等からの借入及び社債発行による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収受取手数料並びに工事未収入金は、１年以内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに差入敷金保証金は、主に業務上の関係を有する企業の株式と宅地建物取引業法に基づく営業保証金の供託に利用している国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金並びに預り金は、１年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金（１年以内返済予定長期借入金含む）及び社債（１年以内償還予定社債含む）は、主に営業取引に係る資金調達であり、短期借入金と長期借入金（１年以内返済予定長期借入金含む）の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ｲ) 信用リスクの管理

当社は、営業債権及び営業債務について、経理規程に基づき、各事業の担当部門が顧客及び取引先との状況を定期的に把握し、期日及び残高の管理を行っております。また、新規取引については、新規取引先の信用調査を実施し、信用リスクの軽減を図っております。

(ﾛ) 市場リスクの管理

当社は、市場リスクの管理について、借入金は金融情勢及び借入金残高を勘案し、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

(ﾊ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経理規程・総合予算規程に基づき資金計画を作成・更新するとともに、流動性預金を一定の金額維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2.を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,838,369	2,838,369	―
(2) 未収受取手数料	330,959	330,959	―
(3) 工事未収入金	67,978	67,978	―
貸倒引当金	△1,338	△1,338	―
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的の債券（国債）	5,020	5,151	130
②　その他有価証券（株式・その他）	163,946	163,946	―
(5) 差入敷金保証金	190,674	197,657	6,983
(6) 長期性預金	500,000	498,781	△1,218
資産計	4,095,610	4,101,506	5,896
(1) 工事未払金	233,389	233,389	―
(2) 短期借入金	1,200,000	1,200,000	―
(3) 預り金	726,353	726,353	―
(4) 長期借入金（１年以内返済予定長期借入金含む）	370,232	366,714	△3,517
(5) 社債（１年以内償還予定社債含む）	478,500	478,686	186
負債計	3,008,475	3,005,143	△3,331

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 未収受取手数料及び(3) 工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債は日本証券業協会の売買参考統計値を、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 差入敷金保証金

差入敷金保証金のうち、営業保証金として供託している国債につきましては日本証券業協会の売買参考統計値より算定しております。

(6) 長期性預金

取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金及び(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年以内返済予定長期借入金含む）

変動金利による借入であるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入であるものは、取引金融機関から提示された価額によっております。

(5) 社債（１年以内償還予定社債含む）

元利金の合計額を新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
(1) 差入敷金保証金	635,781
(2) 長期預り金	89,908
(3) 長期未払金	36,300

(1) 差入敷金保証金

差入敷金保証金のうち、敷金・保証金等につきましては、本社・営業所の不動産賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、退去までの期間を合理的に算定することができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 差入敷金保証金」には含めておりません。

(2) 長期預り金

賃借人の退去による返還までの期間を合理的に算定できず、時価の把握が極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(3) 長期未払金

役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額の未払分ですが、当該役員の退職時期が特定されておらず、時価の把握が極めて困難と認められるため、記載しておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府及び兵庫県その他の地域において、賃貸住宅等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
2,720,211千円	2,516,160千円

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

6. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　320円13銭

(2) １株当たり当期純利益　28円66銭

貸 借 対 照 表

（平成27年12月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,197,855**	**流動負債**	**2,658,610**
現金及び預金	2,635,558	工事未払金	233,389
未収受取手数料	330,752	短期借入金	1,200,000
工事未収入金	67,978	１年以内償還予定社債	61,000
販売用不動産	982,230	未払金	205,126
前払費用	47,064	未払費用	91,445
繰延税金資産	102,264	未払法人税等	20,529
その他	33,343	前受金	64,544
貸倒引当金	△1,338	預り金	726,353
固定資産	**4,550,087**	前受収益	21
有形固定資産	**2,903,611**	従業員賞与引当金	22,600
建物	1,223,396	役員賞与引当金	33,600
構築物	1,813	**固定負債**	**1,269,316**
車両運搬具	316	社債	417,500
什器備品	30,542	長期借入金	300,000
土地	1,647,543	退職給付引当金	428,458
無形固定資産	**62,839**	長期未払金	36,300
ソフトウエア	36,854	長期預り金	87,058
電話加入権	25,888	**負債合計**	**3,927,927**
商標権	95	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,583,636**	**株主資本**	**4,789,851**
投資有価証券	168,563	**資本金**	**1,568,500**
関係会社株式	46,765	**資本剰余金**	**1,688,168**
差入敷金保証金	837,155	資本準備金	485,392
長期前払費用	3,266	その他資本剰余金	1,202,776
長期貸付金	1,000	**利益剰余金**	**2,860,705**
長期性預金	500,000	その他利益剰余金	2,860,705
保険積立金	19,949	別途積立金	1,500,000
繰延税金資産	8,936	繰越利益剰余金	1,360,705
貸倒引当金	△2,001	**自己株式**	**△1,327,522**
繰延資産	**4,892**	**評価・換算差額等**	**17,902**
社債発行費	4,892	**その他有価証券評価差額金**	**17,902**
		新株予約権	**17,153**
		純資産合計	**4,824,907**
資産合計	**8,752,835**	**負債及び純資産合計**	**8,752,835**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,719,470
不動産売上高	978,398	
不動産賃貸収入	428,538	
工事売上高	1,707,782	
不動産管理収入	532,342	
受取手数料	3,072,408	
売上原価		2,602,384
不動産売上原価	825,960	
不動産賃貸原価	276,134	
工事売上原価	1,372,650	
不動産管理原価	127,639	
売上総利益		4,117,086
販売費及び一般管理費		3,665,627
営業利益		451,458
営業外収益		35,207
受取利息	9,398	
雑収入	25,808	
営業外費用		35,091
支払利息	24,576	
雑損失	10,514	
経常利益		451,574
特別利益		42,310
移転補償金	17,150	
貸倒引当金戻入益	25,160	
特別損失		2,293
固定資産除却損	2,293	
税引前当期純利益		491,592
法人税、住民税及び事業税		14,000
法人税等調整額		△44,050
当期純利益		521,642

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成27年１月１日残高	1,568,500	485,392	1,203,771	1,500,000	952,977
会計方針の変更による累積的影響額					9,644
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,568,500	485,392	1,203,771	1,500,000	962,622
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△123,559
当期純利益					521,642
自己株式の取得					
自己株式の処分			△995		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	―	△995	―	398,082
平成27年12月31日残高	1,568,500	485,392	1,202,776	1,500,000	1,360,705

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
平成27年１月１日残高	△1,327,977	4,382,664	15,621	8,363	4,406,649
会計方針の変更による累積的影響額		9,644			9,644
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,327,977	4,392,308	15,621	8,363	4,416,294
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△123,559			△123,559
当期純利益		521,642			521,642
自己株式の取得	△1,759	△1,759			△1,759
自己株式の処分	2,214	1,219			1,219
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			2,280	8,790	11,071
事業年度中の変動額合計	455	397,542	2,280	8,790	408,613
平成27年12月31日残高	△1,327,522	4,789,851	17,902	17,153	4,824,907

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……移動平均法に基づく原価法

② 満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

③ その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

④ 長期前払費用……均等額償却

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債償還期間に亘る利息法

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 従業員賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

③　役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

販売用不動産……引渡基準

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(8) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が9,644千円減少し、利益剰余金が9,644千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(9) 追加情報

有形固定資産から販売用不動産への振替

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建　　物	10,820千円
土　　地	36,206 〃
計	47,026千円

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　919,664千円

(2) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

① 短期金銭債権　2,354千円

② 短期金銭債務　16,064千円

③ 長期金銭債権　13,500千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　13,171千円

② 仕入高　193,125千円

③ 営業取引以外の取引高　42,579千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,453,454	7,312	7,428	4,453,338

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　7,312株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少　7,400株

単元未満株式の買増請求による減少　28株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	141,469千円
繰越欠損金	89,278 〃
減損損失否認	70,602 〃
関係会社株式	38,610 〃
長期未払金	11,985 〃
差入敷金保証金	7,601 〃
従業員賞与引当金	7,462 〃
株式報酬費用	5,663 〃
その他	23,659 〃
繰延税金資産小計	396,334千円
評価性引当額	△276,834 〃
繰延税金資産合計	119,500千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	8,298千円
繰延税金負債合計	8,298千円
繰延税金資産の純額	111,201千円

(2) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%になります。

この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は8,679千円減少し、法人税等調整額（借方）が9,326千円、その他有価証券評価差額金が647千円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスクロージャパン㈱	大阪市北　区	40,000	不動産取引事務代行及び不動産賃貸	（所有）100.00%	兼任３名	不動産取引の事務代行及び資金の貸付	長期貸付金の返済	69,000	長期貸付金	1,000
								長期貸付金の債務免除	595,000		
								受取利息	7,966	―	―

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　311円28銭

(2) １株当たり当期純利益　33円77銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月５日

株 式 会 社　日住サービス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮林　利朗　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　谷口　誓一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社日住サービスの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月５日

株 式 会 社　日住サービス

　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　宮林　利朗　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　谷口　誓一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社日住サービスの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部検査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑤　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月５日

株式会社　日住サービス　監査役会
常勤監査役　辻　　忠彦　㊞
社外監査役　林　　大司　㊞
社外監査役　冨山　幸三　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、安定的に配当を継続していくことを第一義と考え、会社の業績や企業体質の強化など総合的に勘案して実施いたしたいと存じます。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

   金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

   当社普通株式１株につき８円及び創業40周年記念配当として２円を加え、合計１株につき10円といたしたいと存じます。

   なお、この場合の配当総額は154,451,120円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日（第40期期末配当金の支払開始日）

   平成28年３月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第23条及び第30条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第23条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　　取締役及び取締役会 （社外取締役との責任限定契約） 第23条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外取締役の同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	第４章　　取締役及び取締役会 （取締役との責任限定契約） 第23条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その取締役の同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　　監査役及び監査役会 （社外監査役との責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役の同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	第５章　　監査役及び監査役会 （監査役との責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役の同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（９名）は任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため、１名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	大原（おおはら）　修（おさむ） （昭和32年５月28日生） ［再任］	平成16年６月　京都営業部長 平成17年３月　取締役京都営業部長 平成19年１月　取締役京都営業部長兼京都地区担当 平成23年３月　常務取締役京都営業部長兼京都地区担当 平成27年12月　代表取締役社長（現任）	49,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成17年３月から11年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	小寺（こてら）　隆（たかし） （昭和30年９月15日生） ［再任］	平成６年３月　取締役北摂地区ブロック長 平成16年６月　取締役営業本部部長 平成19年７月　取締役業務部長 平成20年12月　常務取締役業務部長 平成21年３月　常務取締役管理担当兼業務部長 平成23年１月　常務取締役管理担当兼社長室長（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱日住代表取締役	52,100株	(注)2.
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、常務取締役管理担当兼社長室長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成６年３月から22年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	犬伏 健次 (いぬぶし けんじ) (昭和34年９月16日生) ［再任］	平成16年６月　法人営業部長 平成19年７月　千里中央営業所長 平成20年８月　営業本部賃貸担当部長 平成21年３月　取締役営業本部賃貸担当部長兼賃貸管理部長 平成24年４月　取締役営業本部賃貸担当部長兼賃貸管理担当 平成26年３月　常務取締役営業本部賃貸担当部長兼賃貸管理担当 平成28年１月　常務取締役営業本部賃貸推進部長兼賃貸管理担当（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱エスクロー代表取締役	19,000株	(注)3.
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、常務取締役営業本部賃貸推進部長兼賃貸管理担当としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成21年３月から７年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	新名 和子 (しんみょう かずこ) (昭和22年１月２日生) ［再任］	平成９年２月　㈱日住カルチャーセンター代表取締役（現任） 平成11年３月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱日住カルチャーセンター代表取締役	595,400株	(注)4.
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、平成11年３月から17年間、異業種の経営者及び女性としての立場から、当社の経営判断に総合的、多面的な視野を提供いただいており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	三河 大 (みかわ ひろし) (昭和34年８月23日生) ［再任］	平成６年５月　経理部次長 平成15年４月　経理部長 平成22年３月　取締役経理部長（現任）	18,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、取締役経理部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成22年３月から６年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
6	橋口 純一 (はしぐち じゅんいち) (昭和36年10月25日生) ［再任］	平成14年４月　三宮営業部長 平成15年９月　鈴蘭台営業所長 平成19年７月　住吉営業所長 平成23年３月　取締役住吉営業所長 平成28年１月　取締役住吉営業所長兼東神戸・芦屋地区担当（現任）	31,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、取締役住吉営業所長兼東神戸・芦屋地区担当としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成23年３月から５年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
7	有田恵光 (ありた やすみつ) (昭和40年７月２日生) ［再任］	平成15年５月　千里中央営業所長 平成19年７月　営業本部部長兼情報開発担当 平成20年８月　千里中央営業所長 平成23年３月　取締役千里中央営業所長 平成28年１月　取締役営業本部売買推進部長兼大阪・堺地区担当（現任）	16,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、取締役営業本部売買推進部長兼大阪・堺地区担当としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成23年３月から５年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
8	山本一 (やまもと はじめ) (昭和30年２月５日生) ［再任］	平成元年７月　垂水営業所長 平成７年１月　三宮営業部長 平成12年４月　本店営業部長 平成26年３月　取締役鈴蘭台営業所長兼北神戸地区担当 平成28年１月　取締役営業本部推進副部長兼西神戸・北神戸地区担当（現任）	4,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、取締役営業本部推進副部長兼西神戸・北神戸地区担当としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、平成26年３月から２年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
9	※ 中村友彦 (なかむら ともひこ) (昭和52年４月27日生) ［新任］	平成13年４月　城西リハウス㈱（現三井不動産リアルティ㈱）入社 平成27年６月　当社入社　営業本部副部長 平成28年１月　営業本部副部長西宮・尼崎地区担当兼人材開発担当	50,000株	なし
	［取締役候補者とした理由］ 同氏は、営業本部副部長西宮・尼崎地区担当兼人材開発担当としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
10	※ 朝家　修 (あさいえ　おさむ) (昭和37年12月５日生) [新任]	昭和60年９月　米田・杉山公認会計士事務所入所 平成２年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成６年１月　公認会計士登録 平成８年８月　税理士登録 平成８年８月　公認会計士・税理士　朝家事務所開設 [重要な兼職の状況] ヒラキ㈱　社外取締役 日仏商事㈱　監査役 カネテツデリカフーズ㈱　監査役 ビー・エル・オートテック㈱　会計参与 バンドーエラストマ㈱　会計参与 ㈱デジホン兵庫　監査役 高砂市代表監査委員	―	(注)5.
	[取締役候補者とした理由] 同氏は税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、現在６社の社外取締役、監査役、会計参与を兼務しており、当社の業務執行に対しても、客観的な判断、意見を提供いただけるものと判断し、取締役候補者としております。			

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 小寺　隆氏は、㈱日住の代表取締役を兼務しており、同社は当社と類似する業務を行っております。
3. 犬伏健次氏は、平成27年９月１日付で㈱エスクローの代表取締役に就任しております。同社は、当社の100%子会社であり、当社と同社との間には、不動産に関する調査・助言を行う業務委託等の取引があります。
4. 新名和子氏は、非業務執行取締役候補者であります。
(1) ㈱日住カルチャーセンターの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、自然食品の購入等の取引があります。
(2) 業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第２号議案で定款一部変更の件を付議しております。第２号議案の承認可決を条件として、取締役候補者である新名和子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。
5. 朝家　修氏は社外取締役候補者であります。
(1) 朝家　修氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。
(2) 朝家　修氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。
6. 上記取締役候補者のうち、社外取締役候補者は１名であります。当社といたしましては、人選を鋭意行いましたが適任者を得ることができず、また、当社の事業に関する専門知識等、十分な知見を有しない人物を性急に選任することは相当でないと考え、現時点においても候補者の選定に至っておりません。しかしながら、当社といたしましては、社外取締役の必要性については十分認識しており、今後も引き続き候補者の人選を行ってまいりたいと考えております。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役林　大司氏は任期満了を迎え、監査役冨山幸三氏は退任されます。つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	林（はやし）　大司（だいじ） （昭和33年11月８日生） ［再任］	昭和63年７月　林公認会計士事務所開業 平成７年３月　当社監査役就任（現任） 平成19年６月　㈱林企業経営研究所代表取締役就任（現任）	―	なし
	［監査役候補者とした理由］ 林　大司氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社における監査に生かしていただけるものと判断いたしております。 また、平成７年３月から21年間当社監査役としての職務を適切に遂行していることから、当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者としております。			
2	※ 片岡（かたおか）　直次（なおつぐ） （昭和32年12月10日生） ［新任］	昭和55年４月　川崎重工業㈱入社 平成12年４月　同社　企画本部関連企業総括室　参事 平成21年９月　同社　監査部　基幹職 平成22年４月　同社　監査役付 平成24年12月　㈱カワサキライフコーポレーション総務部副部長 平成25年６月　同社　取締役本社部門担当兼総務部長 平成26年４月　同社　取締役本社部門担当 平成27年６月　同社　取締役不動産事業部副事業部長（現任）	―	なし
	［監査役候補者とした理由］ 片岡直次氏につきましては、大手企業での経験を生かして中立的、客観的立場から、当社における監査を実施していただけるものと判断し、監査役候補者としております。			

（注）1.　※印は新任の監査役候補者であります。
2.　林　大司、片岡直次の両氏は、社外監査役候補者であります。
3.　当社は、林　大司氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届けております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏は独立役員となる予定であります。
4.　片岡直次氏の選任が承認された場合には、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。
5.　当社は、会社法第427条第１項及び定款第30条の規定に基づき、林　大司氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額としております。林　大司氏の再任及び片岡直次氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、大木一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、山本彼一郎氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	大木（おおき）一夫（かずお） （昭和31年２月２日生）	平成３年１月　当社入社 平成３年12月　難波営業所長 平成13年５月　堺東営業所長 平成19年３月　総務部長（現任） ［重要な兼職の状況］ ㈱関西友の会代表取締役	31,200株	なし
	［補欠監査役候補者とした理由］ 同氏は、総務部長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから当社監査役として適任であると判断し、補欠監査役候補者としております。			
2	山本彼一郎（やまもとひいちろう） （昭和24年９月５日生）	昭和53年４月　大阪弁護士会登録 淀屋橋法律事務所入所 弁護士法人淀屋橋法律事務所運営委員（現任）	―株	なし
	［補欠監査役候補者とした理由］ 同氏は弁護士としての豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から社外監査役として当社における監査を実施していただけるものと判断し、補欠監査役候補者としております。			

（注）　補欠の社外監査役候補者に関する事項

(1) 山本彼一郎氏は、現社外監査役林　大司、片岡直次両氏の補欠の社外監査役として選任するものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
山本彼一郎氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要
山本彼一郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額としております。

(4) 山本彼一郎氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。

第６号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年３月26日付第37期定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主価値を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますところ、旧プランの有効期間は本総会終結の時までとされております。

当社は、平成28年２月８日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様の承認を条件として、会社法施行規則第118条第３号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として、旧プランと実質的に同一の内容で更新すること（更新後の買収防衛策を以下「本プラン」といいます。）を決定し、その旨を公表しました。

本議案は、当社定款第35条の定めに基づき、本プランの更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本プラン更新時における第三者委員会委員の氏名及び略歴は別紙１に記載のとおりです。

本プランの内容は、以下のとおりです。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験

とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうことになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

Ⅱ　会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1.　本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主価値を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（1.(3) において定義されます。）が行われる場合に、（ⅰ）大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ⅱ）当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、（ⅲ）取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、（ⅳ）当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様の意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記（ⅰ）乃至（ⅳ）の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 第三者委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者（注１）の中から選任します。第三者委員会の概要は別紙２のとおりです。

本プランにおいては、下記2.(1) に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、原則として株主総会の決議により当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動を決定することとし、下記2.(2) に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合には、原則として取締役会の決議により対抗措置を発動することとする、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付者から提出された本必要情報（1.(4) において定義されます。）が十分か否かの判断（下記1.(4) をご参照下さい。）、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否かの判断（下記1.(4) をご参照下さい。）、大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合にあたるか否かの判断（下記2.(1) をご参照下さい。）、本プランに定められた手続きを遵守したか否かの判断（下記2.(2) をご参照下さい。）、対抗措置を発動・停止・変更すべきか否かの判断（下記2.(3) をご参照下さい。）等、本プランにかかる重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

第三者委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び第三者委員会から独立した外部専門家等（1.(5) において定義されます。）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

第三者委員会の決議は、原則として現任の第三者委員会委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、第三者委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、第三者委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

(3) 対象となる大規模買付行為

本プランは、（ⅰ）特定株主グループ（注２）の議決権割合（注３）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注４）の買付行為、（ⅱ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、（ⅲ）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注５）（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。

(4) 情報提供の要求

前記（1）に定める大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）

③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）

④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

⑤ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑦ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑨ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続きに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。かかるリストの交付後、大規模買付者には当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の本必要情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して本必要情報のリストが交付されてから60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。大規模買付者から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、及び必要情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで決定いたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することがあります。

(5) 取締役会による大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・情報開示

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、第三者委員会に諮問し、また、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上という観点から、大規模買付者の大規模買付行為の内容を評価・検討等し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容を検討し大規模買付行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、第三者委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、第三者委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(6) 株主意思の確認手続き

第三者委員会は、(ⅰ) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ⅱ) 大規模買付行為が2.(1) イ. 乃至ニ. に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び (ⅲ) 大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとします。その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、大規模買付行為の中止を求め又は求めないこととし、また、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法により公告するものとします。

① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。
④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記（ⅰ）又は（ⅱ）の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする本株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

2. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記1.(6) 記載のとおり、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は前記1.(6) 記載の株主意思の確認手続きを経ることなく対抗措置を講じないとすることができるものとします。

もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、かかる対抗措置発動の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否を判断します。

イ．次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ．強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

ハ．大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主価値が著しく損なわれる場合

ニ．大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、買付方法の適法性、大規模買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が本株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

⑵ 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき及び前記1.⑹の株主意思確認手続に進むときを除き、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上を目的として、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会の決議により対抗措置を発動することができるものとします。なお、具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

⑶ 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止又は停止することができるものとします。

① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プランの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランの更新時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値を確保・向上することを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者並びにその特定株主グループを除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様に新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、（ⅰ）当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は（ⅱ）当社取締役会が第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで本プランを廃止する旨の決議を行なった場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成28年２月８日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要性が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注１：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

注２：（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注３：特定株主グループが、注２の（ⅰ）記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、（ⅱ）特定株主グループが、注２の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注４：金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

注５：共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

以　上

別紙１

第三者委員会委員略歴

本プラン更新時の第三者委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

林　　大　司（ハヤシ　ダイジ）
【略歴】 昭和33年11月８日生まれ
昭和56年４月　株式会社林企業経営研究所入社
昭和63年５月　株式会社林企業経営研究所取締役就任
昭和63年７月　林公認会計士事務所開業（現在に至る）
平成７年３月　当社監査役就任（現在に至る）
平成19年６月　株式会社林企業経営研究所代表取締役就任（現在に至る）

林　大司氏は会社法第２条第16号に規定される社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

横　田　勝　年（ヨコタ　カツトシ）
【略歴】 昭和19年３月27日生まれ
昭和44年４月　福岡地方裁判所判事補（民事部担当）
昭和54年４月　宮崎地方裁判所都城支部判事（民事部担当）
昭和56年４月　大阪地方裁判所判事（刑事部担当）
平成２年４月　大阪家庭裁判所判事（家事部担当）
平成３年４月　名古屋高等裁判所金沢支部判事（民事部担当）
平成６年４月　神戸地方裁判所民事部総括判事
平成10年４月　大阪高等裁判所判事（民事部担当）
平成13年３月　松江地方裁判所長
平成14年５月　大阪高等裁判所民事部総括判事
平成21年３月　同定年退官
平成21年４月　神戸簡易裁判所判事（上席判事、民事係）
平成26年３月　同定年退官
平成26年９月　弁護士登録

横田　勝年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

田　中　　裕（タナカ　ユタカ）
【略歴】 昭和25年８月10日生まれ
昭和48年３月　朝日会計社（現　有限責任 あずさ監査法人）入社
昭和58年８月　公認会計士登録
平成14年３月　税理士登録
平成14年４月　朝日税理士法人設立　代表社員
平成16年２月　あずさ監査法人退社
平成16年２月　田中　裕公認会計士事務所開設
平成23年３月　朝日税理士法人脱退
平成23年４月　朝日大阪税理士法人加入　代表社員
平成27年９月　朝日大阪税理士法人代表社員退任

田中　裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

別紙２

第三者委員会の概要

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者）により、３名以上で構成される。

3. 任期

第三者委員会委員の任期は、選任後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった第三者委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、第三者委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

第三者委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

第三者委員会の決議は、原則として、現任の第三者委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、第三者委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他出席できないやむを得ない事情があるときは、第三者委員会の決議は、第三者委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、第三者委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

第三者委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 本プランの対象となる大規模買付行為の決定
② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
⑤ 本プランに定める手続きを遵守したか否かの決定
⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
⑦ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
⑧ 大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
⑨ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
⑩ 本プランの継続・変更・廃止の検討
⑪ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会に諮問した事項

また、第三者委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

別紙３

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、１円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で同決議において別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③ 特定株主グループに属する者と他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としない場合がある。なお、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

④ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以　上

MEMO

株式会社 日住サービス

第40期 定時株主総会会場ご案内図

会　場：大阪市北区角田町８番47号
　　阪急グランドビル　26階　１号室



（ご照会先）　株式会社 日住サービス　総務部
〒530-0001 大阪市北区梅田１丁目11番４-300号
電話 (06)6343-1841